

# 鴨川景観対策懇話会傍聴要領

## 1 傍聴する場合の手続

鴨川景観対策懇話会（以下「懇話会」という。）を傍聴される方は、懇話会の開催予定時刻の10分前までに受付を済ませ、事務局の指示に従って入場してください。

なお、酒気を帯びていると認められる方や、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している方は入場していただくことはできません。

## 2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴される方は、懇話会を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 懇話会開催中は静粛にし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、懇話会の妨げとなるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他懇話会の議事運営に支障となる行為をしないこと。

## 3 懇話会の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は係員の指示に従ってください。  
御不明な点は係員にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 懇話会中、懇話会の秩序維持ができなくなった場合及び公開できない事項を緊急に取り扱う必要が生じた場合は、懇話会を途中で非公開とすることがあります。

## 4 その他

懇話会の議事の中で、傍聴者が意見等を述べることは原則できません。